
第5回 三朝町議会定例会会議録（第5日）

平成24年6月19日（火曜日）

議事日程

平成24年6月19日 午前10時開議

（質 疑）

- 日程第1 議案第45号 平成24年度三朝町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第46号 平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第47号 平成24年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第48号 三朝町暴力団排除条例の設定について
- 日程第5 議案第49号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第6 議案第50号 三朝町税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について
- 日程第8 議案第52号 三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について
-

本日の会議に付した事件

（質 疑）

- 日程第1 議案第45号 平成24年度三朝町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第46号 平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第47号 平成24年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第48号 三朝町暴力団排除条例の設定について
- 日程第5 議案第49号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第6 議案第50号 三朝町税条例等の一部改正について

日程第7 議案第51号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について

日程第8 議案第52号 三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

出席議員（11名）

1番 清水 成 眞	2番 藤 井 克 孝
3番 吉 田 文 夫	4番 福 田 茂 樹
5番 遠 藤 勝太郎	6番 平 井 満 博
7番 松 村 修	8番 横 木 文 雄
9番 知久馬 二三子	11番 杉 原 憲 靖
12番 牧 田 武 文	

欠席議員（1名）

10番 山 田 道 治

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 石 井 秀 己 主任 ————— 布 広 久美子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 吉 田 秀 光	副町長 ————— 森 脇 光 洋
会計管理者 ————— 山 根 智 美	総務課長 ————— 朝 倉 聡
財務課長 ————— 大 村 哲 也	税務課長 ————— 石 原 伸 二
企画観光課長 ————— 松 浦 弘 幸	農林課長 ————— 岩 山 靖 尚
町民課長 ————— 山 根 猛 昭	建設水道課長 ————— 早 苗 睦 巳
健康福祉課長 ————— 前 田 敦 子	総務課参事 ————— 吉 田 弘 幸
危機管理課長 ————— 松 原 茂 隆	農業委員会事務局長 ——— 真 嶋 峰 和
教育長 ————— 山 口 博	教育総務課長 ————— 遠 藤 英 臣
生涯学習課長 ————— 平 井 文 彦	生涯学習課参事 ————— 松 原 照 宗
国民宿舎事業管理者 ——— 知久馬 孝 紀	

午前9時55分開議

○議長（牧田 武文君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、届け出のあった欠席者は、議員では10番、山田道治議員、南小学校における「緑の体験塾」行事参加により欠席。当局はございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第45号 から 日程第8 議案第52号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第1から日程第8までの8件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第1から日程第8まで、すなわち議案第45号から議案第52号までの8件の議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、議事の進行上1件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

質問される方は、自分の番号を言って手を挙げていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議案第45号、平成24年度三朝町一般会計補正予算（第2号）について、本案に関する質疑は第1条の歳入歳出予算から行います。

まず、歳出について、34ページから38ページまで質疑ありませんか。

4番。

○議員（4番 福田 茂樹君） 全協でもお聞きしましたけども、文化ホールのガラスの件で1点だけ確認をさせてください。

新しくやり直したガラスは安全なものかどうかということだけお聞きしたいと思っております。

○議長（牧田 武文君） これは教育長ですか参事ですか。

○議員（4番 福田 茂樹君） 参事です。

○議長（牧田 武文君） 松原参事。

○生涯学習課参事（松原 照宗君） 安全なものでございます。

○議長（牧田 武文君） 4 番。

○議員（4 番 福田 茂樹君） これに対して560万使われるということですか。

○議長（牧田 武文君） 松原参事。

○生涯学習課参事（松原 照宗君） そのとおりでございます。

○議長（牧田 武文君） よろしいですか。

○議員（4 番 福田 茂樹君） はい。

○議長（牧田 武文君） ほかに。

5 番。

○議員（5 番 遠藤勝太郎君） いろいろあるわけですが、今34ページの交通安全対策費のうちの公用車更新ということで563万、これが上がっておるわけですが、水力発電施設等周辺地域交付金ちゅうのが入って買うというような話でございましたけれども、年度当初からこういう車というのは予算に計上されるべきじゃないか。この水力発電のそれが交付に入るけえ、この金を当てにして買うというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、何ですか。

というのは、やっと24年度予算が始まって2カ月の間に車が必要、更新、これはちょっと普通では考えられんじゃないですか。3月の定例会のときに予算計上されるべきじゃないですか。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） この水力発電施設等周辺地域交付金につきましては、この交付金事業で買うわけですが、3月16日の日に中国経済産業局、広島ですが、そちらの方から三朝町あてに文書が入りました。したがって、3月29日に申請予定として先ほど言いました広島の方へ仮申請ということで申請をいたしました。この時点ではまだ申請でございますので、まず決定するというはございません。

そして、5月の24日の日に広島でその申請をしたことについてのヒアリングを受けております。ヒアリングはその5月24日でございますので、その時点でよからうということで口頭の中で許可を得る。それで正式に文書でもって5月28日に中国経済産業局へ申請をするという、こういう行程になっております。したがって、その時点で初めてこの事業が決定されるということになりますので、当初からそれを予算化するというにはなりませんので、今の時期で補正ということで対応させていただくということです。以上です。

○議長（牧田 武文君） 5 番。

○議員（5 番 遠藤勝太郎君） この交付金ちゅうのは、例えばこれに使うという申請せんともら

えん金なんですか。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 国へ申請をして初めて申請が受理されて、交付金があるというようになります。

○議長（牧田 武文君） 5 番。

○議員（5 番 遠藤勝太郎君） なら要するに、例えば何に使ってもええちゅう格好で交付金として出るわけですか。例えば何にもせんかったらこの金はもらえんという判断。それで交付金が決まったけえ、車を買うという話に順序としてなるわけですか。

例えば、もし金をもらって、来年使うちゅうようなことはできんわけですか。ことし使わんといけん金なんですか。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 私が思っていますのは、まずはこのメニューがございます。公共施設整備企画対策施設一覧ということで、メニューがそれぞれあるわけです。これは年間に水力ですので当然水力発電をしている市町村ということになってまいります、これは年間でマックスで440万という限度額がございます。これは5月と10月に申請するわけですが、ことしの場合これは440万歳入として申請していますので1回きりになりますが、例年ですと昨年は、多分間違いないと思うんですけど防火水槽、そういうものに充当していく。ですからいろんなメニューがあって、その中でことしはそういう文書が入ったときに三朝町としてはこの事業をやりたいということでそこの中で選んでいくという、こういう形になってくるんです。

○議長（牧田 武文君） ほかに。

6 番。

○議員（6 番 平井 満博君） 36 ページの道路維持費の中に除雪機の整備費用ということで、7 集落から要望があって、そのための購入費用ということですが、この除雪機はどのような形で管理されていくのか、それをお聞きしたいと思います。買うことに対しては何ら問題はございませんけども、財産的な部分として集落が持つのか町として財産として持つのか、そこらのことをちょっとお聞きいたします。

○議長（牧田 武文君） 早苗課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 平井議員に答弁させていただきます。

この除雪機につきましては、集落に10年間貸与ということで、購入費用の3割を負担していただいております。それで集落の方に貸し付けをさせていただいて、10年間、壊れたりとか消

耗品とかについては集落の方で維持していただくということで、10年間過ぎましたら集落の方に無償で貸与というような形で事業を進めておるところでございます。

○議長（牧田 武文君） 6番。

○議員（6番 平井 満博君） 集落に貸与、実質的には町の部分だと感じましたけれども、この貸与という部分について、その利用規程というようなことは定めてはないですか。

○議長（牧田 武文君） 早苗課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 現在、契約の中で利用規程ということで、適切に管理していただくような規程を設けて契約を交わしております。

○議長（牧田 武文君） よろしいですか。

○議員（6番 平井 満博君） いいです。

○議長（牧田 武文君） ほかに。

5番。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） 同じ質問で、この除雪機の購入のあれ、4月の区長会のときに何か要望があってどうこうという話をちょっと聞いたわけですけども、例えば部落要望ちゅうのは予算決めのときまでにその要望を聞いて対応されて、当初予算にも除雪機の費用が上がっておるわけですけども、また4月に集落から要望があったけえ買うちゅうのはちょっとおかしいことないですか、これやり方として。

例えば、11月なり10月のときに集落要望というのが上がった時点である程度の機械の購入費ちゅうのは確保されてるわけですし、これは4月に要望が出たけえまたことし買うというのでなしに、来年度予算に移行という格好にならんわけですか。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 当初予算要求をした段階で取りまとめをした段階では、5集落で希望がございました。その後、一昨年、昨年と豪雪がありました関係で集落の方からもう少しというような声がありましたので、再度4月に要望を取りまとめさせていただいて、追加で2集落が出てまいりました。集落、ことしもどういような雪が降るかわかりませんので、迅速な対応をとるために今回の補正をさせていただきました。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） 5番。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） 言われることはわかるんですけども、一応計画組まれるだけえ、集落要望いつでも受けるという格好じゃなしに、そのために集落が協議をしてことしは何を町に要望するちゅう格好出いとるわけだけえそれを遵守されんと、何でも追加があるだったらいつで

もええということでないですか、それなら。例えば、もっと遅い時期に、あの集落もらった、うちも欲しいわ、ならもう一遍要望しようかというのは通るですか。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 御指摘のとおりだと思いますけれども、起債等の絡みもございまして、年度当初ということで締め切りをさせていただきました。御意見につきましては、今後よく検討させて対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 5 番。

○議員（5 番 遠藤勝太郎君） 要するに、当初予算を決めて2 カ月、例えば半年ほど過ぎちゃったけえ出ても仕方ないということはあるかもしらんけど、この2 カ月の間にまた追加で要望を受けるというんだったらちょっとおかしいでないかな。予算があってないやなもんじゃないかな。

○議長（牧田 武文君） 大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 遠藤議員の2 カ月たってということについて、予算の組み立てのことも関係してまいりますので私の方から一言説明させていただきたいと思っておりますが、当初予算の組み立てには前年の1 1 月、そして区長さんがかわられるときの1 月あたりで要望を事前に取りまとめということがあっております。その関係で、その年を過ぎてからまたやっぱり村の中でいろいろ事情も変わってきたりもしまして、それで今回の場合ですと4 月の区長会のときに担当課の方から再度要望の取りまとめというようなことに至った経緯がありまして、先ほど建設水道課長が言いましたけれども、財源となる起債の申請等に間に合う範囲で今回6 月補正というようなことで計上させていただいたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 5 番。

○議員（5 番 遠藤勝太郎君） 3 4 ページの一番上、産休代替職員賃金等と書いてありますが、産休のあれというのは職員、例えば若い女性でもおられたら当然組んであるべきものと思うけど、これ今ごろになって何ですか。

○議長（牧田 武文君） 朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉 聡君） 3 4 ページの産休代替職員の賃金等でございますけれども、子供が生まれました正規の職員が育児休暇を取得いたしました。それで子供が生まれた場合につきまして、産前産後の休暇というのは制度で認められておるものでございまして、当初その産前産後の休暇については予算措置をしておりました。それで育児休業というものにつきましては、本人の御希望に基づいてとられない場合というのもございますので、当初予算では計上しておりませんでした。それで今回の場合につきましては育児休業というのを取得されましたので、これに基づ

いて今回育児休業の分につきまして予算措置をさせていただこうとするものでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（牧田 武文君） よろしいですか。

ほかに。

2 番。

○議員（2 番 藤井 克孝君） 36 ページ、集落排水事業費の91万1,000円について、これちょっと説明をお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） これは4月の大風によりまして、農業集落排水施設4カ所の屋根の棟が動いたり平がわらが飛んだりとかということではしておりまして、それに伴います修繕に係る経費を一般会計の方から集落排水施設の特別会計の方に繰り出す金額でございます。以上です。

○議長（牧田 武文君） 2 番。

○議員（2 番 藤井 克孝君） 工事をされたところは4カ所ですよ。神倉と穴鴨、牧、助谷。それで屋根の工事されるのは、これは見積もりとかいろいろそういうものも含めてとられたのか。それで建設業者に頼んで、ならやっってくださいちゅう形でとられたのか。

それで、屋根の工事なんかでも工事の費用については平米数で工事されると思うんですよ。左官工事なんかで、平米につき大体1,600円ぐらいで修理されると思います。それでかわらについても、1枚普通のかわらで100円で、それで焼き物に対しては200円、300円ぐらいの、どうしてこういう金額でされたのか。そこら辺をちょっとお伺ひいたします。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） この金額を出したもととなりますのは、建築業者さん3社に見積もりをいただきまして、その一番安い業者をとということで決定させていただきました。

この金額につきましては、棟がわらが相当動いておりましたので、それを一回取り外してもう一遍つけ直すと、そして土の部分が出ますので、そこのしっくい部分の補習等もありましたので、結構な価格になったかと思いますが、適正な価格だというふうに私たちは認識しております。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） 2 番。

○議員（2 番 藤井 克孝君） 棟ちゅうことを言われたけど、これ全部棟をはぐられたんですか。のしの面と棟の分がありましたよね、それも含めて工事されたのか。

それで、建設業界に直にその見積もりをとるちゅうのも一つのあれですけど、左官さんに直に頼まれるちゅう、そういう例もつくられないのか、そこら辺も含めて再度お聞きします。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 棟の動いている箇所が大変多かった関係で、すべての棟を直した箇所と一部分で済んだところもございますが、大半が棟を直したところがございます。

それで建設業者さんにするか左官さんに直接するかということはございましたけれども、現在、町の方に指名審査ということで出していただいております業者さんを使わせていただいたということでございますので、そういうことでございます。

今後につきましては、左官さんに直営ということもいろいろありますので、工事の内容によっては検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） ほかに。

5 番。

○議員（5 番 遠藤勝太郎君） 同じ質問で、集落排水の小屋というか、大体どこの集落も同じくらいの規模の小屋だというふうに認識するわけですけども、私もその金額的に腑に落ちん。例えば、今、左官さんの工事、日当が1日1万6,000円ぐらいだと。かわら1枚150円相当だということですね。ほんでここにある2万3,000円とか3万8,000円ちゅうのも高いなというふうに認識しとるわけですけども、これ1日もかからん多分工事だと思いに2万3万というのはね。これ例えば足場を組まれたとかというのだったら金額がと上がるわけですけども、今回の工事は足場なんか組んでされとるですか、どうですか。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 足場を組んでということではございません。屋根の上に足板とかそういうものを積み上げて処理をしているようでしたが、足場というような形ではなかったように確認しています。

○議長（牧田 武文君） 5 番。

○議員（5 番 遠藤勝太郎君） 何でこういうことを言うかといいますと、今回うちの谷昌寺の本堂のかわらが100何枚飛んだ。そのときはごっつい足場を後ろ前へ組んでしても70万ですよ、工事費が。それでこまい、集落排水の小屋というか、見ると平家で低いし、こまい屋根だと思うけど、この40万というやな金額はとて考えれんと思とるですわ、私はですよ。

それで、これ一つの業者に見積もりとれたんですか相見積もりとられたのか、どういう格好ですか。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 指名入札をさせていただいて、3社から見積もりをいただいて、その中で一番安い業者を決定しましたので、適正な価格だというふうに私たちは認識しております。

○議長（牧田 武文君） 5番。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） 要するに公共事業といや公共事業だろうけども、こういうのはやっぱり大きな会社とか一流会社とかに頼まれるということになると、工務店もそうですけども、やっぱり工務店はそれは大工でも左官でも抱えるけえどうしても高くなるんですね、経費的に。それで今、町内でも左官とかが仕事があて休んでる方も多いわけですから、そういう人も使ってあげるというのも一つの手だと思うですわ。そしたらこんなに高い金額でなくて半分で済むと私は思います、本当の話が。だけえもうちょっと左官さん、工務店に出いたらええ仕事したが個人に頼んだら悪かったということは絶対ないと思いますから、その辺はもっと吟味されんとむだ遣いと私は思うですわ。いっつもこがにい思う。だけえ何をしてても公共事業のあれはもうかる仕組みになってるとみんなが言いなるですよ。個人に頼んだらこんな金額出しゃしません、絶対。例えば頼むときでも。だって日当もわかってるし、かわらの代金がわかっとる。何ぼ棟が何百メートルしたって、何百メートルあるんですか、10メートルぐらいなもんでしょ、多分、長さ的に言えば。違うですか。だけえその辺もうちょっと、緊急を要するけ直さないけんのはわかるけども、1円でも安く上げるというのは、あなた方の仕事だと思います。税金のむだ遣いというふうに私は思いますけど。

○議長（牧田 武文君） 答弁要りますか。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） 要るわい。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議員御指摘のとおりだと思いますけれども、町としましては町の方に指名を出していただく業者をとということもございまして、そこは十分に今後検討させていただいて、なるべく経費の安くなるような方法でやりたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） ほかに。

3番。

○議員（3番 吉田 文夫君） ないようで、私が2件ほどお尋ねをしたいと思うんですが、36ページ、商工費の中で三朝町の新卒の雇用の問題が168万ですか、これは新卒ですからもうあ

らかじめ決まってるのかなと思うんですけども、中学校なのか高校なのか大学なのか、それをちょっと聞かせてください。

○議長（牧田 武文君） 松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦 弘幸君） 対象者は新卒者でありますので、特に学歴とかは関係なしにそういう新卒者という扱いにしております。

○議長（牧田 武文君） 3番。

○議員（3番 吉田 文夫君） 学力は関係ないということですね。

それでは、続いてお尋ねしたいんですが、三朝温泉街の地域活力創出事業に360万計上されております。これはこの間の説明の中ではNPOが中心になって行うということを聞いたと思うんですが、これは要するに店舗数にして、この間、知久馬議員がおっしゃった14店あると言ったんですが、NPOがこのうち何店を心がけるのか。

あるいは、この予算の中には人件費が含まれているのか。余りにも額が大きいので、これは少しおかしいなと私は思います。もう少ししっかりとNPOの方にどういう計画があるんだ、持ってやっていただけるのであれば。温泉街を活性化するという方法があるんだと、それもしっかりとしたやっぱり青写真なりいろんなものを請求して、それをやはり行政がバックアップしていくということが、ただやります、ほんならお願いしますということじゃなくて、この360万が出たその根拠というのはどこにあるのか。課長、ちょっとお聞かせください。

○議長（牧田 武文君） 松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦 弘幸君） きのも知久馬議員の質問の中で御説明をさせていただきました。

まず、NPOが運営をしようとする空き店舗等については、現在のところは2店でございます。

それで、基本的に温泉街の中では、個人であろうが団体であろうがいろんな事業主の方がやっていただくというのが基本でございますので、特にNPOに限定しておるというわけではなくて、NPOの中で当初から設立をされる目的の中で空き店舗対策というのがあって、その中であいった店舗等の所有者の方といろいろと協議をされながら活用させていただく、そういうふうな話がまとまったところから活用していくということでございます。

それで360万の中身につきましては、基本的には屋根の修繕と外周りの内装が主でございます。全体的にきちっと整備をしますともっと経費がかかるわけですけど、必要最小限の中で運用しながら活用していきたいというのが事業主体の思いでございます。

このことにつきましては、温泉街の再生プロジェクトチームの検討報告が今回委員会の中でも

全協の中でも経過を報告させていただくようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 3 番。

○議員（3 番 吉田 文夫君） そうすると、今、NPO が手がけているのは 2 店舗ということですね。その屋根と周囲の修理に対して、360 万を計上しているということですね。

○議長（牧田 武文君） 松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦 弘幸君） NPO さんが運営しているのは 2 店舗ですけど、今回の補正予算の中に事業として上げているのは 1 店舗の整備でございます。以上です。

○議長（牧田 武文君） ほかに。

○議員（3 番 吉田 文夫君） 議長、私が手を挙げております。

○議長（牧田 武文君） 3 回ですのでね、済みません。さっき区切られなんだもんでして、続けていかれたもんで 3 回になりますので、済みません。

ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑を終結し、進行いたします。

次に、歳入についての質疑を行います。32 ページ及び 33 ページについて、質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、進行いたします。

続いて、29 ページの第 2 表、債務負担行為補正及び第 3 表、地方債補正及びその他全部について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、進行いたします。

以上で議案第 45 号、三朝町一般会計補正予算（第 2 号）に関する質疑を終結いたします。

議案第 46 号、平成 24 年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）、39 ページから 48 ページについて、質疑ありませんか。

1 番。

○議員（1 番 清水 成真君） この事業の根本となる使用料ですけども、現在滞納だとか未収金だとかというのはありますか。

○議長（牧田 武文君） これ議案にないそうですので、済みませんね。

ほかに。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 進行いたします。

議案第47号、平成24年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）、49ページから60ページまで、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認めます。

進行いたします。

日程第4、議案第48号、三朝町暴力団排除条例の設定について、61ページから63ページ、質疑ありませんか。

8番。

○議員（8番 横木 文雄君） この条例の定義の中で、62ページの（4）で町民等という定義に「町民（町内に滞在する者及び町内を通過する者を含む。以下同じ。）及び事業者をいう。」ということになっていますが、通過する者ということを含めるということについて、この条例をどう徹底させようとしているのかということが一つ。

それから、第5条で町民の責務がありますが、その第5条では本文では「町民」という形で特定しておりながら、3項では「町民等」になっております。それから、第10条、第11条は全部「町民」になっております。7条、8条は「町民等」になっております。そういう点で、町民等と町民をどういうふうに使っているのか。

例えば、第11条で町民ということになりますと、事業者は除かれるわけですね。そうしたときに、事業者はなら金品その他を利益の供与してもいいかということになっていきますが、その町民と町民等とどういう形で使い分けてこの条例が構成されているのか。

それから、町内を通過する者ということを含めるということについて、どのように徹底しようとされているのか。その2点についてお伺いします。

○議長（牧田 武文君） 朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉 聡君） まず、町民ということの定義の中で、町内に住む人に加えて町内を通過する者というふうなことも書いておる分につきましては、観光のお客様ですとか三朝町に滞在されている方も含めて、いわゆる暴力団排除条例への協力なりそういうふうなものをお願いしていくというふうなことで定めております。

それから、町民等という分と最後の方の町民という部分につきましては、特にこの第10条のあたりにつきましては、事業者についても当然に威力を利用することについて禁止というふうな

こともあるわけですが、鳥取県の条例の中でちょっと別に条を立てて事業者の責務ということで規定しておりますので、それとの関連でそちらの方で規定されておるということで、あえて第10条、第11条については町民という規定の仕方をしておるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 8番。

○議員（8番 横木 文雄君） 通過する者、観光客等を想定してということなんですが、その方に対して、この条例を町が制定しているということについてどのように徹底させようとしておられるのか、その点についての答弁がなかったと思います。

それから、町民等という規定もありながら町民という規定もあるということについては、県の条例が全部事業者がかぶるということによって、町の規定には町民と事業者を含めなくていいということになるのでしょうか、その辺再確認をしたいと思います。

○議長（牧田 武文君） 朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉 聡君） 前段の観光のお客様ですとか、それから町に来られる方についてどういうふうに知らせていくかという分につきましては、条例を議会で議決していただきまして、その後、関係団体等を通じて周知、PR等を図ってまいりたいと考えております。

それから、後段の方の町民等とそれから町民との兼ね合いでございますけれども、両方の考え方がありまして、大もとの方に規定してある場合は、あえてそれを再度規定しなくてもよいという考え方もございますし、それから大もとの県条例にあっても、それにまた、二重になりますけれども、それに触れてもいいという両方の考え方があるかと思っておりますけれども、今回の場合については県条例の方にありましたので、あえてそれを書かなかったということでございますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） よろしいですか、8番議員、いいですか。

○議員（8番 横木 文雄君） しゃあないです。

○議長（牧田 武文君） ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） ないようでしたら、質疑を終結し進行いたします。

議案第49号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、65ページから70ページ、質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認めます。

進行いたします。

議案第50号、三朝町税条例等の一部改正について、71ページから74ページまで、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認めます。

進行いたします。

議案第51号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について、75ページから76ページ、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認めます。

進行いたします。

議案第52号、三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について、77ページから78ページまで、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認めます。

進行いたします。

○議長（牧田 武文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時33分散会
